

越教組ニュース

越谷市教職員組合情宣部
kosikyouso.sakura.ne.jp
Tel 988-3281
Fax 988-3283

専門家

異常な勤務環境改善急務

今年八月二十七日、読売新聞は「解説スペシャル」のテーマに公立学校職員の異常な勤務環境を「公立立学校教師残業代なし」という大見出しとともに掲載しました。コラムは冒頭「教師の長時間労働が社会問題になる中、『公立校教師に残業は存在せず、残業代もない』と聞けば、誰もが耳を疑うだろう。ないはずの残業で、なぜ過労死ラインすれすれの働き方が当たり前になったのだろうか」と問題点を指摘した後、解説をしています。

◆時給700円のブラック企業

コラムはまず、二九歳の勤務実態と給与についてふれます。

毎日午前七時すぎに出勤し、帰宅は午後十時前後。土日の出勤もある。時給を計算してみると700円を切る月も少なくないという。

民間企業に就職した友人から「なぜそこで働くの?」と呆れられたという。優秀な若者から「学校はブラック企業」と敬遠されていくと嘆く県教委幹部もいるという。

※ちなみに二〇一五年、アルバイトを含む最低賃金は全国平均で七九八円(最高東京九〇七円、最低沖縄六九三円)。

◆時間外は「自発的な行動」

なぜこんな事態に陥ってしまったのか。その経緯についてまとめてみると次のようになります。

一九四八年 公務員の給与は拘束時間によって支払う原則が整った。ただし教師は勤務が特殊で労働時間が把握できず、残業代が支払われてこなかった。

一九六〇年代 教師が残業代を求める訴訟が相次ぎ、ほとんど行政側の敗訴が続く。

一九七一年 教師の残業をなくし、残業代を支払わないとする「給特法」が成立。同時「教職調整手当」：給与の四%支給。

与の四%支給。

これ以後、公立校教師に法的には「残業」という存在がなくなります。

しかし実際に超過勤務がなくなったわけではありません。子どもや教育をめぐる環境が複雑で難しくなる度に矢面に晒されたのは現場の教師でした。

「責任」という名で迫られる細かい計画や反省の文書、教科の多様化、授業時間の増加などにより、日々の授業の用意が勤務時間の中ではこなしきれなくなってきたのです。

コラムでは超過勤務時間は

「給特法」成立当時：月八時間
二〇〇六年 …… 月四二時間超
二〇一三年 …… 月九〇時間超

と、記載されています。しかし、これら超過勤務は「給特法」のもと「教師個人の自発的な行動」と位置づけられ、なんら金銭的保障はうけていません。

◆労働時間の管理さえ十分ではない

国は今も教師の超過勤務を「残業」と認めていません。認めると巨額の残業代を支払わなければならないからです。

現場には超過勤務さえ認めたくない風潮があります。労働基準法・労働安全衛生法で求められている労働時間の管理はほとんど行われていません。

コラムには、教師の労働時間に詳しい龍谷大学の**萬井隆**名誉教授の指摘が紹介されています。

「勤務時間に応じた残業代を払うとすれば、総額二兆二兆円に及ぶと聞いている。現状も労務管理があまりに不十分で、長時間の規制も進んでいない。学校の労務環境は異常としか言いようがない。」

◆越谷でも

越谷ではどうでしょうか。残念ながら労働時間の管理には消極的と言わざるを得ないでしょう。僅かな金額で導入できるタイムカードによる労働時間管理に踏み出さないばかりか、「セブンイレブン」学校も放置されるがままになっています。

今年度になって、現職職員の死亡も複数聞くようになってきた。金銭的保証もないばかりか、わが身の健康を削ってまでの超過勤務解消は急務です。